

藤沢都市計画生産緑地地区の変更（藤沢市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 81. 5ha	土棚字土棚地内において、箇所番号 93 の区域を廃止 石川一丁目地内において、箇所番号 238 の区域を廃止 白旗二丁目地内において、箇所番号 395 の区域を廃止 辻堂元町四丁目地内において、箇所番号 436 の区域を廃止 川名字清水地内において、箇所番号 489 の区域を廃止 鵜沼松が岡五丁目地内において、箇所番号 519、箇所番号 520、箇所番号 521 の区域を廃止 下土棚字諏訪ノ棚地内において、箇所番号 566 の区域を廃止 辻堂太平台一丁目地内において、箇所番号 580 の区域を廃止 亀井野字上屋敷添地内において、箇所番号 588 の区域を廃止 亀井野字不動前地内において、箇所番号 634 の区域を縮小

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり